

令和8年3月23日

古河市老人クラブ連合会 御中
古河市内単位老人クラブ 御中

古河市役所 高齢介護課

令和8年度老人クラブ等活動費支援金の改正について（お知らせ）

日頃より高齢者福祉行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度より「老人クラブ等活動費支援金」の見直しを下記のとおり行いましたので、内容をご確認いただき、引き続き適正な支出にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 地域活動支援金（食糧費）・・・老人クラブ活動費支援金の手引き（P.2）

地域活動支援金（食糧費）は、以下の費用に充当することが可能です。

- ・昼食を挟む形で実施される事業における弁当代
- ・イベント開催時や各種事業実施時の飲み物代
- ・炊き出し活動に要する材料費

2 バス利用料支援金の見直し・・・老人クラブ活動費支援金の手引き（P.33）

項目	令和7年度まで	令和8年度より
補助率	2分の1	2分の1
年度での支援回数	2回まで	上限額に達するまで
1回あたりの上限額	5万円	10万円
年間あたりの上限額	10万円	10万円

3 様式の名称変更・・・老人クラブ活動費支援金の手引き（P.6, 26, 33）

様式	令和7年度まで	令和8年度より
第1号	老人クラブ等活動費支援金交付申請書	地域活動支援金交付申請書
第5号	老人クラブ等活動費支援金請求書	地域活動支援金請求書
第2号	老人クラブ等活動費支援金交付申請書 兼請求書	ふれあい交流事業支援金交付申請書 兼請求書
第3号	老人クラブ等活動費支援金交付申請書 兼請求書	バス利用料支援金交付申請書 兼請求書

お問合せ先

古河市役所 高齢介護課 福祉サービス係
電話番号 0280-92-4921